

- 相談支援・地域づくり等による重層的支援体制の整備の促進  
 >属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の推進

**拡充** **重層的支援体制整備事業** 社会・援護局地域福祉課  
地域共生社会推進室  
(内線2289)

令和7年度当初予算案 **【包括的相談支援事業】** 496億円 (374億円)  
**【地域づくり事業】** 167億円 (116億円) ※()内は前年度当初予算額  
**【多機関協働事業等】** 55億円 (53億円) ※令和6年度補正予算額: 2億円

**1 事業の目的**

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、市町村が、創意工夫をもって、属性を問わない包括的な支援体制を構築することが必要。
- 社会福祉法に基づき、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施し、相談・地域づくり関連事業に係る交付金を一括化。**実施市町村の増加や、令和6年4月に成立した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第21号)に基づき住まい支援の強化を見込みつつ、各市町村で包括的な支援体制の構築を進める。**

**2 事業の概要 (以下の全ての取組を実施)**

**包括的相談支援事業**

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止める。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

**地域づくり事業**

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

**多機関協働事業等**

- 単独の相談支援機関では対応が難しい者へのアセスメントや支援プラン作成、重層的支援会議の開催による関係機関の役割分担・支援の方向性の共有等を行う。(多機関協働事業)
- 制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、関係機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等を行う。(アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)
- 社会とのつながりが希薄化している者に対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。(参加支援事業)

**3 実施主体等**

**実施主体**

市町村

**負担割合**

- ・多機関協働事業等について、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- ・包括的相談支援事業及び地域づくり事業については、各法に基づく補助率・負担額を維持

**実施市町村数**

- ・令和3年度: 42
- ・令和4年度: 134
- ・令和5年度: 189
- ・令和6年度: 346
- ・令和7年度: 473 (予定)

**新規** **重層的支援体制整備事業における住まい支援の強化** 社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室 (内線2289)

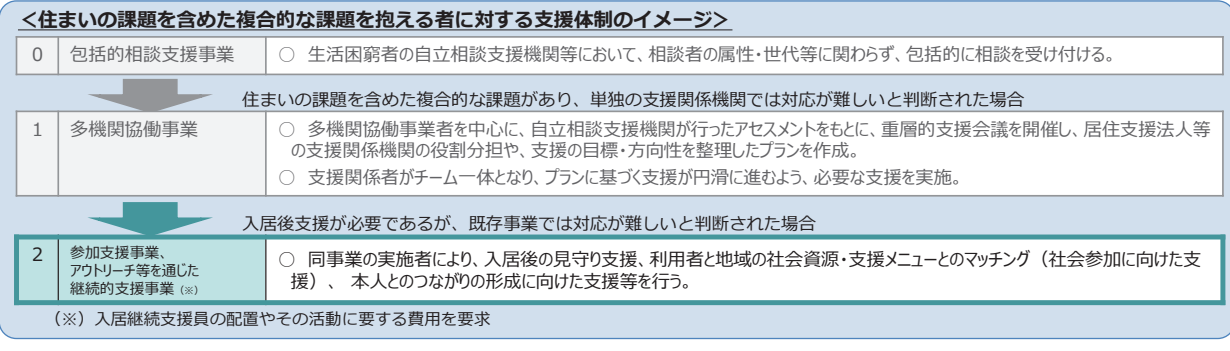
令和7年度当初予算案 **55億円の内数 (-)** ※()内は前年度当初予算額

**1 事業の目的**

- 令和6年4月に成立した「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第21号)において、社会福祉法第106条の4が改正され、重層的支援体制整備事業において、「地域生活課題を抱える住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努める」とされたことを踏まえ、既存事業では対応が難しい狭間のニーズがある者(世帯)に対して、参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を活用した入居継続支援を行う。

**2 事業の概要**

- 入居後の継続的な支援を行うため、**参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた継続的支援事業**において、地域を巻き込んだ切れ目のない支援を行うことができる体制整備を図る。



**3 実施主体等**

実施主体: 市町村 補助率: 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

○生活困窮者自立支援等の推進

➢相談対応から入居後までの切れ目のない住まい支援の強化、就労支援・家計改善支援の更なる推進・強化

**拡充** **住まいに係る相談機能の充実（自立相談支援事業）** 社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室  
(内線2874)

令和7年度当初予算案 760億円の内数(657億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

困窮負担金

**1 事業の目的**

改正生活困窮者自立支援法(※)を踏まえ、各市町村等において、住まいに関する総合的な相談対応や、入居前から入居後までの一貫した支援を行うことができる体制整備を推進する。

※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

**2 事業の概要**

**自立相談支援機関に  
住まい相談支援員(仮称)  
を配置し、支援等  
を行う場合の加算を創  
設する(拡充)**

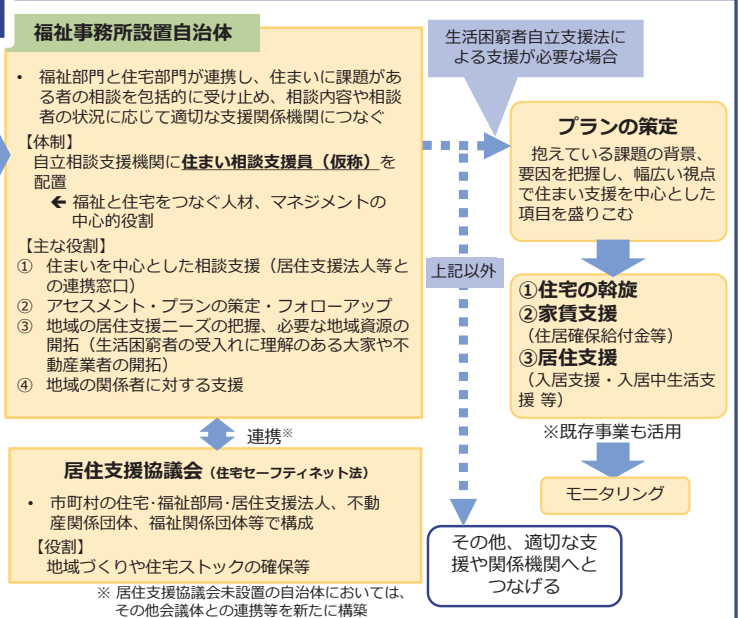
**3 実施主体等**

- 実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体)
- 負担割合：国 3/4  
都道府県・市・区等 1/4

**3 事業のイメージ**

住まいの相談  
住まいに課題を抱える生活困窮者等

- ・家族・同居人との関係が悪化しており、同居が困難。
- ・保証人がいなくて入居・転居できない。
- ・家賃・維持費等の居住費負担が重い。
- ・住まいの構造・設備等に問題があり、早急な転居が必要。
- ・家賃滞納により立ち退きを求められている。



**拡充** **住居確保給付金における転居費用の支給** 社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室  
(内線2874)

令和7年度当初予算案 760億円の内数(657億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

困窮負担金

**1 事業の目的**

改正生活困窮者自立支援法(※)を踏まえ、住居確保給付金を拡充し、家賃が低廉な住宅への転居費用を支援する。

※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

**2 事業の概要・スキーム**

**現行(家賃相当分)**

**支給対象者**

- ① 離職・廃業後2年以内の者
- ② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

**支給要件**

一定の収入要件、資産要件、求職活動要件あり

**支給額**

家賃額(住宅扶助額を上限)



**拡充後**

**支給対象者**

<家賃相当分> 現行(①、②)のまま  
<転居費用分> 著しく収入が減少し、家計改善のために低廉な家賃の住宅への転居が必要と認められる者

**支給要件**

<家賃相当分> 現行のまま  
<転居費用分> 収入、資産要件は同じ。**求職活動要件は求めない。**

**支給額**

<家賃相当分> 現行のまま  
<転居費用分> 転居のための初期費用(礼金等)、引っ越し代等(上限あり)

**3 実施主体等**

- 実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体)
- 負担割合：国 3/4、都道府県・市・区等 1/4

令和7年度当初予算案 760億円の内数 (657億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

困窮補助金

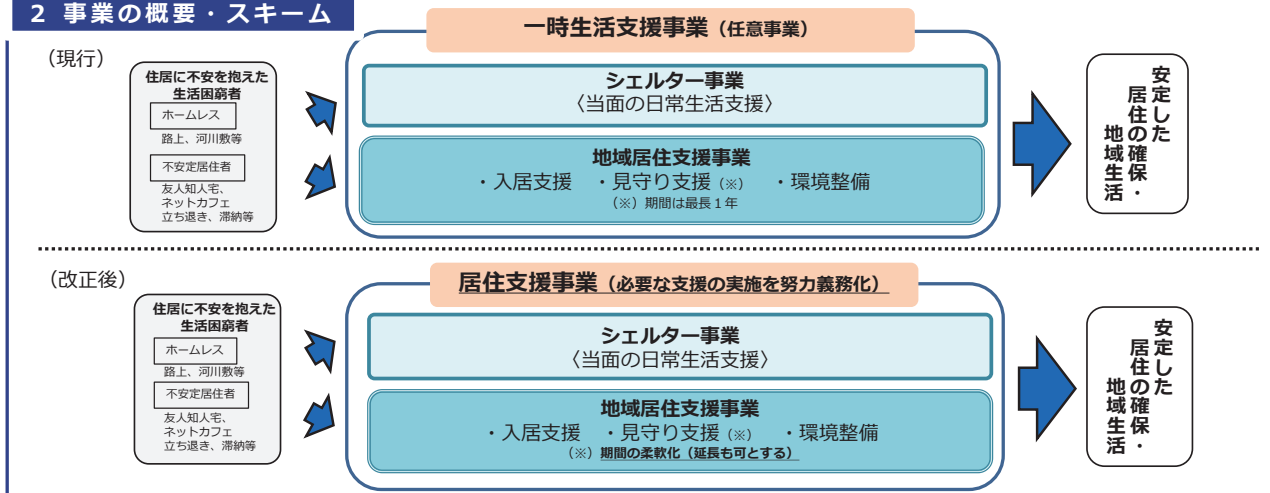
1 事業の目的

改正生活困窮者自立支援法等(※1)において、居住支援事業(一時生活支援事業から改称)について、地域の実情に応じて必要な支援の実施が努力義務化された。また、一定の要件に該当する生活保護受給者(「特定被保護者」(※2))も生活困窮者向けの地域居住支援事業の対象として実施できるようになった。これらを踏まえ、事業の全国的な実施を促すために必要な経費を要求する。

※1 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

※2 将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者その他厚生労働省令で定める被保護者

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体) ○負担割合：国 2/3 都道府県・市・区等 1/3  
○実施自治体数(令和5年度)：シェルター事業366 地域居住支援事業55

令和7年度当初予算案 760億円の内数 (657億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

○生活困窮者自立支援法・生活保護法の改正(※1)において、制度間の切れ目のない継続的な支援を行うことを目的に、生活困窮者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業を、これまで対象外だった生活保護受給者のうち、一定の要件に該当する者(「特定被保護者」(※2))も対象として実施できるようにした。

※1 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行

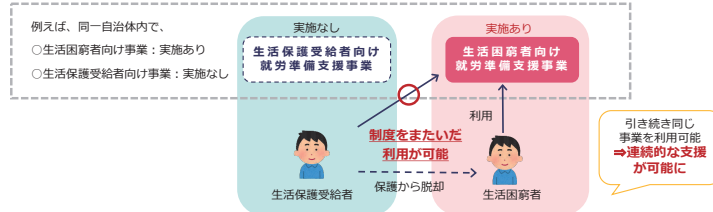
※2 将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者その他厚生労働省令で定める被保護者

○当該改正を着実に施行し、両制度間の一体的な事業実施を推進し、生活保護受給者及び生活困窮者の自立支援を強化する。

2 事業の概要・スキーム

○対象事業：就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業

○実施方法：生活困窮者と生活保護受給者に対して一体的に事業を実施する場合、特定被保護者を支援実績加算の対象にする(拡充)。(就労準備支援事業・家計改善支援事業)



3 実施主体等

○実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体907自治体) ○負担割合：国 2/3、都道府県・市・区等 1/3

○実施自治体数(令和5年度)：就労準備支援事業：731自治体 家計改善支援事業：756自治体 地域居住支援事業：55自治体

<参考>生活保護受給者向け事業 実施自治体数(令和5年度)・・・就労準備支援事業：357自治体 家計改善支援事業：98自治体 地域居住支援事業：35自治体  
※うち、両制度の事業をいずれも実施している自治体数・・・就労準備支援事業：357自治体 家計改善支援事業：98自治体 地域居住支援事業：17自治体

令和7年度当初予算案 760億円の内数 (657億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施をさらに推進するために、生活困窮者自立支援法を改正し(※)、両事業と自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保するとともに、家計改善支援事業の国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げたところ。  
※ 令和6年4月24日公布、令和7年4月1日施行
- 当該改正を着実に施行し、家計改善支援事業の取組を促進することにより、生活困窮者の自立支援を強化する。

2 事業の概要・スキーム

- 生活困窮者自立支援制度における「家計改善支援事業」の全国的な実施を推進する観点から、**補助率を1/2から2/3に引き上げる。**

【現行の補助体系】

- 家計改善支援事業を単独で実施する場合  
→補助率 1/2 (令和5年度実績: 101自治体)
- 自立相談支援事業及び就労準備支援事業と一体的に実施する場合  
→補助率 2/3 (令和5年度実績: 638自治体)



【制度見直し後の補助体系】

- 家計改善支援事業及び就労準備支援事業を行うに当たっては、両事業と自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うことを原則とする。  
→ **一体的な実施が原則となるため、補助率を一律2/3とする。**

3 実施主体等

実施主体: 都道府県・市・区等 (福祉事務所設置自治体907自治体) 負担割合: 国 2/3 都道府県・市・区等 1/3

令和7年度当初予算案 760億円の内数 (657億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

困窮補助金

1 事業の目的

- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業において、過疎地域における支援一件あたりのコストの大きさに着目して新たに加算を設けることにより小規模自治体を支援し、取組を促進する。

※加算の内容は、自立相談支援事業の過疎地域加算を踏襲

2 事業の概要・スキーム

**就労準備支援事業及び家計改善支援事業において、一定の人口密度未満の自治体について、基本基準額に一定の額を加算する。(過疎地域加算)**

【市町村】

- ア 算定基準 … 人口密度 (過疎地域とみなされる区域を有する市町村については、当該区域の人口密度) が50人/km<sup>2</sup>以下
- イ 加算額の算定方法

過疎市町村 (市町村全域が過疎地域)	過疎地域とみなされる区域を有する市町村
基本基準額に、基本基準額×0.5を加算	基本基準額に、当該区域の人口の属する人口区分の基本基準額×0.5を加算

【都道府県】

- ア 算定基準 … 管轄地域全体の人口密度が50人/km<sup>2</sup>以下となる道府県
- イ 加算額の算定方法 … 当該道府県の基本基準額 (都道府県広域加算額を含む) に、基本基準額×0.3を加算

3 実施主体等

- 実施主体: 都道府県・市・区等 (福祉事務所設置自治体907自治体) ○負担割合: 国 2/3、都道府県・市・区等 1/3
- 実施自治体数 (令和5年度): 就労準備支援事業: 731自治体 家計改善支援事業: 756自治体

# 生活保護受給者等就労自立促進事業

職業安定局総務課訓練受講支援室  
(内線5796)

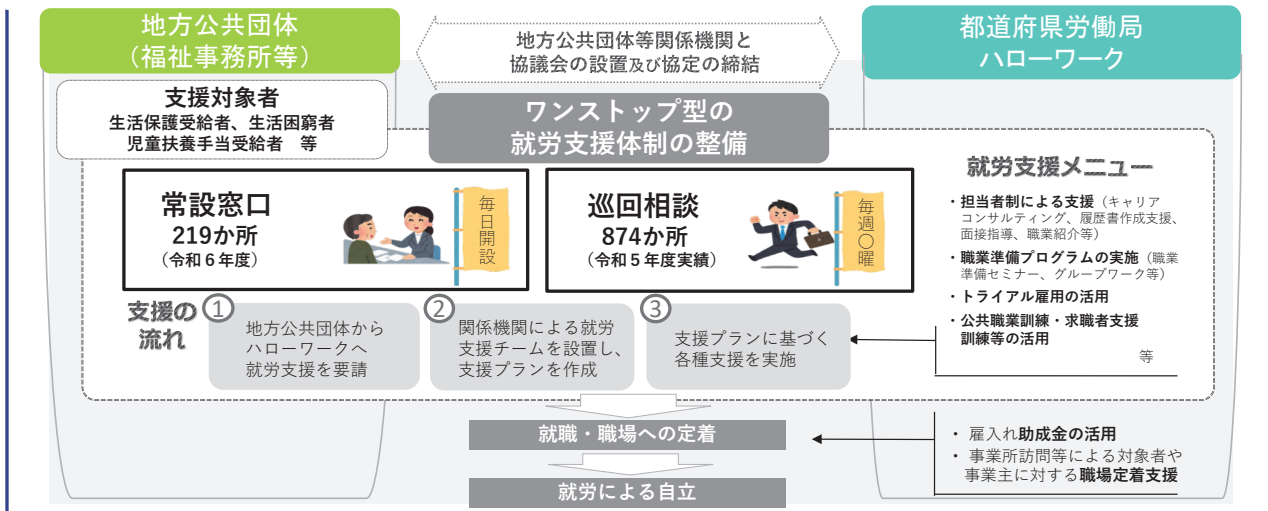
令和7年度当初予算案 71億円 (72億円) ※()内は前年度当初予算額

労働特区		子育て	一般
労災	雇用	徴収	育休
	5/6		1/6

## 1 事業の目的

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労による自立促進を図るため、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備。地方公共団体へのハローワークの常設窓口の設置や巡回相談等により、関係機関が一体となった就労支援を実施。  
特に生活保護受給世帯のうち稼働能力を有する「その他の世帯」数は高止まりの状態であるため、チーム支援及び担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うなど、福祉事務所等と連携した就労支援を推進。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



# 特定求職者雇用開発助成金 (生活保護受給者等雇用開発コース)

職業安定局総務課訓練受講支援室  
(内線5796)

令和7年度当初予算案 53百万円 (70百万円) ※()内は前年度当初予算額

労働特区		子育て	一般
労災	雇用	徴収	育休
	○		

## 1 事業の目的

生活保護受給者等には、就労経験が乏しいことや家庭の事情等、就労に当たって複合的な阻害要因を抱えている者がおり、これらの者を雇い入れる事業主は、就労時間や作業負荷等の雇用管理上の配慮が必要となる。このため、生活保護受給者及び生活困窮者を雇い入れる事業主に助成金(特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース))の支給を行うことにより、これらの者の雇入れ及び継続雇用を促進する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### (1) 対象事業主

生活保護受給者又は生活困窮者(※)を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

※地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者又は地方公共団体が就労支援を行った者であって、支援期間が通算して3か月を超える者

### (2) 助成対象期間

1年

### (3) 支給金額

短時間労働者以外の者：30万円(25万円)※1×2※2

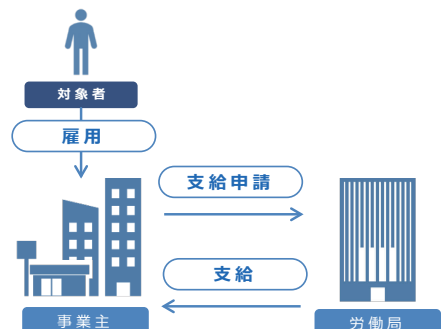
短時間労働者：20万円(15万円)×2

※1 括弧内は中小企業以外に対する支給額

※2 6か月ごとに2回支給

### (4) 支給実績

令和5年度：126件



新規

## 都道府県によるデータ分析等を通じた市町村への支援

社会・援護局保護課保護事業室（内線2829）

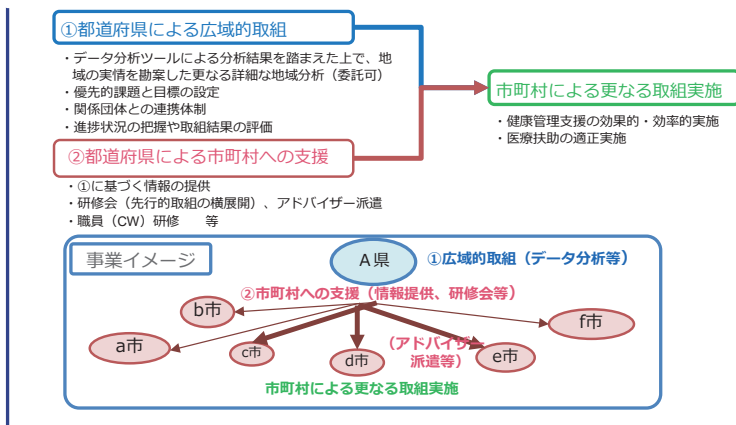
令和7年度当初予算案 4.3億円（-）※（）内は前年度当初予算額

困窮補助金

### 1 事業の目的

- 市町村における医療扶助や被保護者健康管理支援事業の適切な実施に向け、データによる課題分析・事業評価などPDCAサイクルを用いた効果的な運営を進めていくことが重要である。
- そのため、今般の生活保護法改正により、都道府県が広域的な観点からデータ分析を行い、市町村（福祉事務所）に対し、都道府県が取組目標の設定・評価や助言等の支援を行う仕組みが創設された。
- こうした都道府県の分析については、データ分析ツールを配布するなど、一定の標準化・効率化を図ることとしているが、新たな仕組みをより実効性あるものとする観点から、ツールによる分析結果を踏まえた上で、被保護者の生活状況や医療提供体制等の地域の実情を勘案した更なる詳細な地域分析（外部委託を含む）や医療に係る専門的知見を確保するための体制整備のほか、医療扶助の適正な運用及び健康管理支援事業の好事例等を提供するための研修実施といった都道府県による市町村支援の取組に係る財政的支援を行い、地域全体を通じた医療扶助の適正かつ効果的な実施を促進する。

### 2 事業の概要・スキーム



### 3 実施主体等

#### 都道府県によるデータ分析等を通じた市町村支援事業

【実施主体】 都道府県

【補助率】 3/4

- データ分析ツールによる分析結果を踏まえた更なる詳細分析の実施や、医療に係る専門的知見を確保するための体制整備、好事例の提供を含めた市町村向けの研修実施等の取組に対して財政支援を行う。

#### ＜都道府県による支援の例＞

- ・データ分析ツールには搭載されていない地域データの収集・分析費用や学識経験者等の助言を得る（外部機関への委託可）等の調査研究
- ・市町村向けに実施する会議等の開催費用（好事例の横展開、データ分析に基づく課題と対応方針の共有等）
- ・課題を抱える自治体への個別支援費用（アドバイザー（専門職）派遣、医療扶助適正実施や健康管理支援事業等の取組に係るCWへの教育研修等）

## 令和7年度生活扶助基準の見直しの内容

### I 足下の社会経済情勢等を踏まえた当面の対応（令和7～8年度の2年間）

- 生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案して、必要に応じ改定を行っており、今回の見直しの対象期間においても、この考え方を基本とする。
- 前回の令和5～6年度の臨時的・特例的な対応の措置時（令和4年末）から一定期間が経過し、その間も物価・賃金などが上昇基調にあることを背景として消費が緩やかに増加していることも考慮し、社会経済情勢等を総合的に勘案して、当面2年間（令和7～8年度）の臨時的・特例的な措置を実施。
  - ① 令和4年の生活保護基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に一人当たり月額1,500円を特例的に加算
    - ※ ただし、入院患者・介護施設入所者については、食費・光熱費等が現物給付されている状況等を踏まえ、現行の一人当たり月額1,000円の加算額を維持
  - ② ①の措置をしても従前の基準額から減額となる世帯については、従前の基準額を保障

### II 令和9年度以降の生活扶助基準の検討

- 令和9年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めつつ、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から必要な対応を行うため、令和9年度予算の編成過程において改めて検討。
 

その際、年齢階級・世帯人員・級地別の分析が可能な5年に一度の生活保護基準部会での定期検証について、1年前倒しでの実施を図り、その検証結果を適切に反映することとする。

施行時期： 令和7年10月～

財政影響額： +50億円程度（令和7年度は+20億円程度）

○障害者支援の促進、依存症対策の推進  
 > 障害福祉サービス事業所等の整備等の推進

**社会福祉施設等施設整備費補助金** 障害保健福祉部障害福祉課  
(内線3035)

令和7年度当初予算案 50億円 (45億円) ※()内は前年度当初予算額  
 ※令和6年度補正予算額 108億円 (102億円) \* ()内は前年度補正予算額

**1 事業の目的**

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

**2 事業の概要**

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、自治体の整備計画に基づいた民間事業者による通所施設等の整備を促進する。



**3 実施主体等**

実施主体：社会福祉法人等

補助率：1/2〔間接補助〕  
 (負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

- 対象施設：ア 障害者総合支援法関連  
 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動支援）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等
- イ 生活保護法等関連  
 救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設 等
- ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関連  
 女性自立支援施設 等

事業実績：251件（令和5年度）

> 重度障害者等の通勤や職場等における支援の推進

**雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業** 障害保健福祉部障害福祉課  
(内線3044)  
 (地域生活支援促進事業)

令和7年度当初予算案 7.7億円 (7.7億円) ※()内は前年度当初予算額

**1 事業の目的**

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

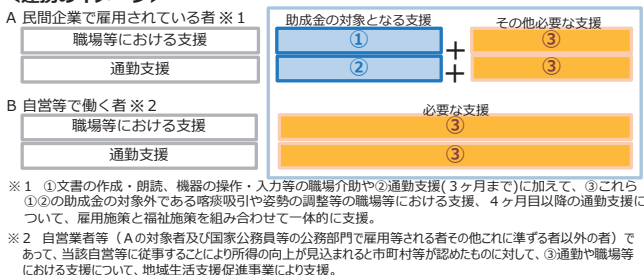
**2 事業の概要**

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が充分でない場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行う。また、事業実施市町村において、JEED（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）との連絡・調整や企業向けの説明会、重度障害者等に対するHPやリーフレット等を活用した周知・広報等に新たに取り組む、さらなる利用人数の増加を図る。【拡充】これらを通じて、これから新たに就労を希望する方を含めて、重度障害者等に対する職場や通勤等における支援の推進を強化する。

※ 支援対象となる重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。  
 ※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案する。

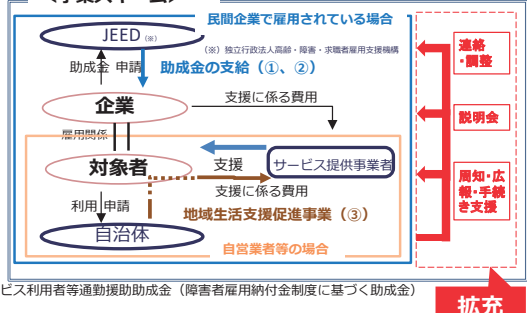
**3 スキーム**

<連携のイメージ>



①：重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）、②：重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）  
 ③：雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

<事業スキーム>



**4 実施主体等**

- ◆ 実施主体：市区町村
- ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

## ➤意思疎通支援事業等の体制強化をはじめとする地域生活支援の推進

拡  
充

### 地域生活支援事業費等補助金

障害保健福祉部企画課  
自立支援振興室（内線3077）

令和7年度当初予算案 502億円（501億円）※（）内は前年度当初予算額

○地域生活支援事業 442億円（441億円）  
○地域生活支援促進事業 60億円（60億円）

注）地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の対応分を含む。  
また、令和6年度予算額は、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により障害福祉サービス報酬へ移行した分等を除く。

#### 1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

#### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

##### ○ 地域生活支援事業

（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）（※統合補助金）

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

##### 【補助率】

- ①市町村事業：国1/2以内、都道府県1/4以内で補助
- ②都道府県事業：国1/2以内で補助

##### 【主な事業】

- ①市町村事業：移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援
- ②都道府県事業：発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福祉ホーム

##### ○ 地域生活支援促進事業（平成29年度創設）

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業（特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。）

【補助率】国1/2又は定額（10/10相当）

【主な事業】発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者芸術・文化祭開催事業

##### ＜事業実績＞

1,730市町村、47都道府県  
※ 令和4年度実績ベース

## 意思疎通支援事業等の推進（地域生活支援事業）

障害保健福祉部企画課  
自立支援振興室（内線3076）

令和7年度当初予算案 502億円（501億円）※（）内は前年度当初予算額

#### 1 事業の目的

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」により、全ての障害者が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず幅広く必要とする情報を十分に取得や利用、円滑な意思疎通を図ることができるようにすることとされているが、地域によって、障害種別ごとの実施状況に差がある等の課題がある。このため、現在、都道府県等が行う手話通訳等に携わる人材の養成・派遣や市町村が行う意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の設置や派遣等）などの支援体制の構築を推進する。

#### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

##### 1. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修・派遣事業（都道府県必須事業）

##### （1）事業内容

- ① 手話通訳者・要約筆記者養成研修・派遣事業  
複数市町村の住民が参加する会議等、市町村等での対応が困難な場合に、手話通訳者又は要約筆記者を養成・派遣する。
- ② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修・派遣事業  
コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を養成・派遣する。
- ③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修・派遣事業  
複数市町村の住民が参加する会議等、市町村等での対応が困難な場合に、失語症者向け意思疎通支援者を養成・派遣する。

（2）実施主体：都道府県、指定都市及び中核市（団体等への委託も可能）

（3）補助率：国1/2以内

##### 2. 意思疎通支援事業（市町村必須事業）

##### （1）事業内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通支援を実施する。

（2）実施主体：市町村（団体等への委託も可能）

（3）補助率：国1/2以内、都道府県1/4以内

##### 3. 手話奉仕員養成研修事業（市町村必須事業）

##### （1）事業内容

聴覚障害者等との交流活動の促進などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。

（2）実施主体：市町村（団体等への委託も可能）

（3）補助率：国1/2以内、都道府県1/4以内



➤精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の推進

障害保健福祉部精神・障害保健課  
(内線3087)

令和7年度当初予算案①構築推進事業：5.8億円（5.8億円） ②構築支援事業：44百万（44百万円） ※（）内は前年度当初予算額

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

※構築推進事業と構築支援事業はそれぞれ単独で実施することが可能

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

- 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、行政職員、医療機関の職員、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター、家族、居住支援関係者等の様々な立場の者が協働し、障害保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神障害者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進めていく必要があることから、都道府県等は市町村との協働により、精神障害者等のニーズや、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

【実施主体】都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

- 国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
- 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーや構築推進サポーター等と連携し、障害保健福祉圏域（障害保健福祉圏域・保健所設置市）及び市町村における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
- 関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

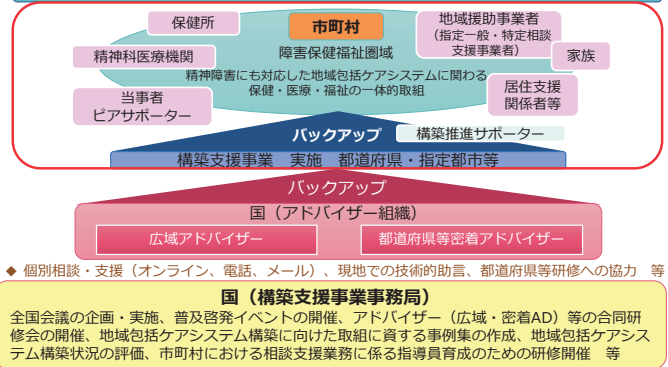
①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業



②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

【事業内容】（1のうち協議の場の設置は必須）

1. 精神保健医療福祉体制の整備に係る事業
2. 普及啓発に係る事業（心のサポーター養成等）
3. 住まいの確保と居住支援に係る事業
4. 当事者、家族等の活動支援及びピアサポートの活用に係る事業
5. 精神医療相談・医療連携体制の構築に係る事業
6. 精神障害を有する方等の地域生活支援に係る事業
7. 地域生活支援関係者等に対する研修に係る事業
8. 市町村等における相談支援体制の構築に係る事業
9. その他、地域包括ケアシステムの構築に資する事業



➤地域における依存症対策の支援体制整備、民間団体支援

依存症対策の推進

障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推進室（内線3100）

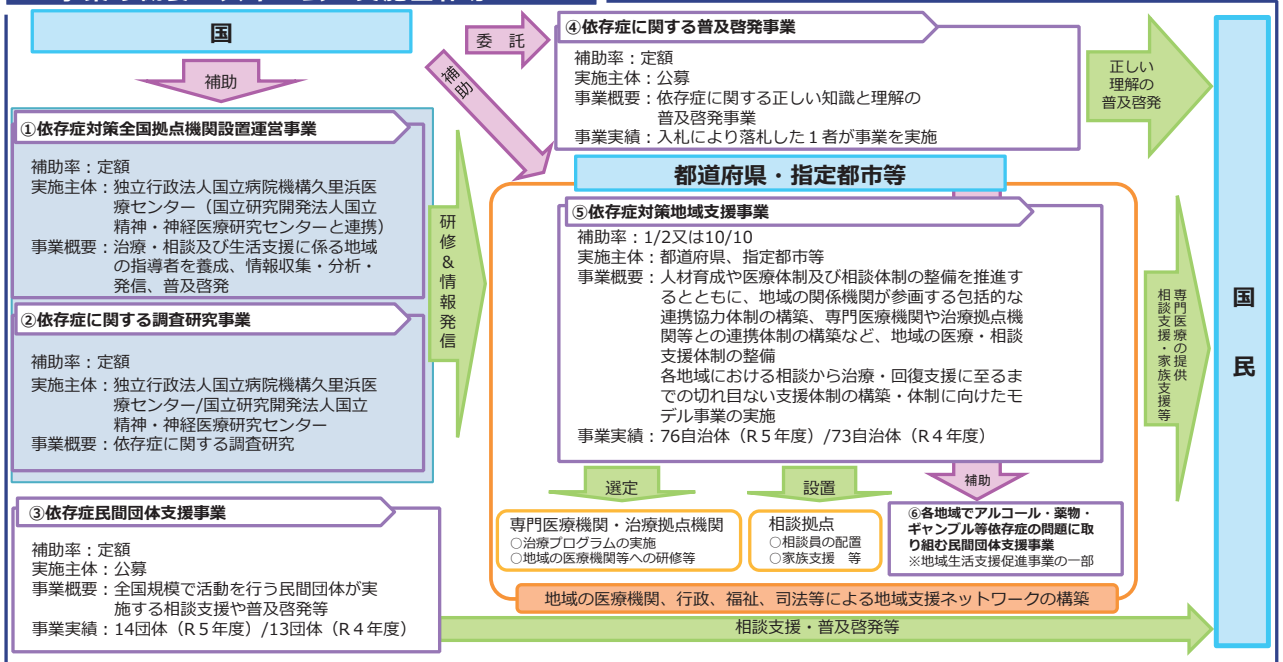
令和7年度当初予算案 8.4億円（8.4億円） ※（）内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算 2.2億円

1 事業の目的

- 依存症は、その疾病の特性から誤解や偏見があり、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながりづらく、十分な治療・支援が受けられていない場合があるといった課題がある。このため、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発 などを総合的に行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



○成年後見制度の利用促進、総合的な権利擁護支援の推進  
 >中核機関の整備等、市町村・都道府県による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

**都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化**

(成年後見制度利用促進体制整備推進事業)

社会・援護局地域福祉課  
 成年後見制度利用促進室 (内線2228)

令和7年度当初予算案 7.0億円(7.8億円) ※()内は前年度当初予算額

困窮補助金

**1 事業の目的**

- 第二期基本計画に盛り込まれた**KPIの着実な達成に向け**、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、**全ての都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定期的な協議の場を設けるなど市町村支援機能の強化**を図る。
- 市町村においては、**全ての市町村において中核機関の整備**を進め、中核機関の**立ち上げ後は**、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築など**中核機関のコーディネート機能の更なる強化**を図る。

**2 事業の概要・スキーム、実施主体等**

事業の実施・関係性のイメージ

**市町村**

- **中核機関(\*)立ち上げ支援事業**  
 中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等を行う市町村に補助を行う。  
 (実施主体) 市町村(委託可)  
 (基準額) 600千円  
 (補助率) 1/2  
 (実績) 39市町村(令和5年度)  
 ※「中核機関」とは、協議会(関係機関・団体が連携体制を強化し、自発的な協力を進める合議体)の運営等を行う地域連携ネットワークの中核的な機関や体制(中核機関の整備:令和6年4月1日現在 (P)1,183市区町村)

**都道府県**

- **都道府県による市町村支援機能強化事業**  
 管内市町村の体制整備等の取組を進めるための支援策の検討等を行う都道府県単位の「協議会」を設置するなど市町村支援機能の強化を行う都道府県に補助を行う。(協議会の設置:令和6年4月1日現在 37都道府県)  
 (実施主体) 都道府県(委託可)  
 (基準額) 1:1,000千円/必須取組、4,000千円/加算取組(最大10,000千円)  
 2:10,000千円  
 (補助率) 1/2  
 (実績) 41都道府県(令和5年度)

**中核機関コーディネート機能強化事業**

- 中核機関の調整機能や受任者調整等のほか、後見人等に関する苦情対応など対応困難事案の支援円滑化を図るための関係機関間の連携強化を行うなど既設の中核機関の機能強化を行う市町村に補助を行う。  
 (実施主体) 市町村(委託可)  
 (基準額) 1,000千円/取組(補助率) 1/2  
 (実績) 287市町村(令和5年度)  
 (コーディネート機能強化の取組)  
 ① 調整体制の強化  
 ② 受任者調整の仕組み化、対応困難事案の支援円滑化  
 ③ 広域連携の実施

事業の実施・関係性のイメージ

市町村支援機能強化の取組

- 【必須】
  - ① 法律専門職や家庭裁判所等と定期的な協議の実施
  - ② 市町村・中核機関等の職員向け研修の実施
- 【加算】
  - ① 体制整備アドバイザーの配置・派遣
  - ② 相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等
- 2: 法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組 **新**

>新たな権利擁護支援策構築に向けたモデル事業の実施

**新たな権利擁護支援策構築に向けた「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施**

社会・援護局地域福祉課  
 成年後見制度利用促進室 (内線2228)

令和7年度当初予算案 0.6億円(1.0億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 4.2億円

困窮補助金

**1 事業の目的**

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度(民法)の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和4年度から実施している「**持続可能な権利擁護支援モデル事業**」の実践事例を通じた課題の検証等を行う。
- 具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、**より多くの自治体において各種の取組の実践事例を通じた分析・検討を深め、取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。**

**2 事業の概要・スキーム、実施主体等**

(実績) 12自治体(令和5年度)

● 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

【実施主体】 都道府県・市町村(委託可) 【基準額】 1自治体あたり 5,000千円/取組 【補助率】 3/4

- 日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組**  
 都道府県(委託、補助) → 都道府県協同 → 日常生活自立支援事業 → 一定の研修後に、委託を受けて事業に参画しサービスを提供 → 市町村協同、NPO法人、金融機関等民間事業者、社団法人、家族会・当事者団体 → 専門職などによる研修実施、専門相談、監査等のフォローアップ体制
- 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組**  
 市町村(委託、補助) → 監督・支援団体(成年後見・権利擁護・金銭管理に精通した専門職の団体、社会福祉協議会などの福祉関係団体) → 本人 → 日常的な金銭管理サービス(介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者、信用金庫、生活協同組合、金融機関や生命保険、損害保険の子会社等) → 日常的な金銭管理のサポート → 見守り・預金の引き出しの立ち合いなど本人の意思決定の支援 → 意思決定サポーターによる社会生活上の意思決定支援(市民後見養成研修修了者、当事者団体の方等)
- [1] 寄付等による多様な主体の参画を促す取組 [2] 支援困難事案に都道府県等が関与する取組**  
 都道府県(委託、補助) → 都道府県協同 → 基金等のしくみ(分配ルールの公表、ルールに基づいた分配、受領団体の公表) → 民間企業、地域住民、本人 → 市町村協同(受任法人) → 都道府県(委託、補助) → 都道府県協同等 → 法人後見(個人や一般的な法人後見では難しい事案を受任できる組織体制を整備<支援員>: 支援困難事案に対応できる専門職、地域の市町村社会福祉協議会、社会福祉法人等) → 警察 → 市町村(相談・依頼) → 支援困難な状態が終了した際には、一般的な法人後見や市民後見人等に移行

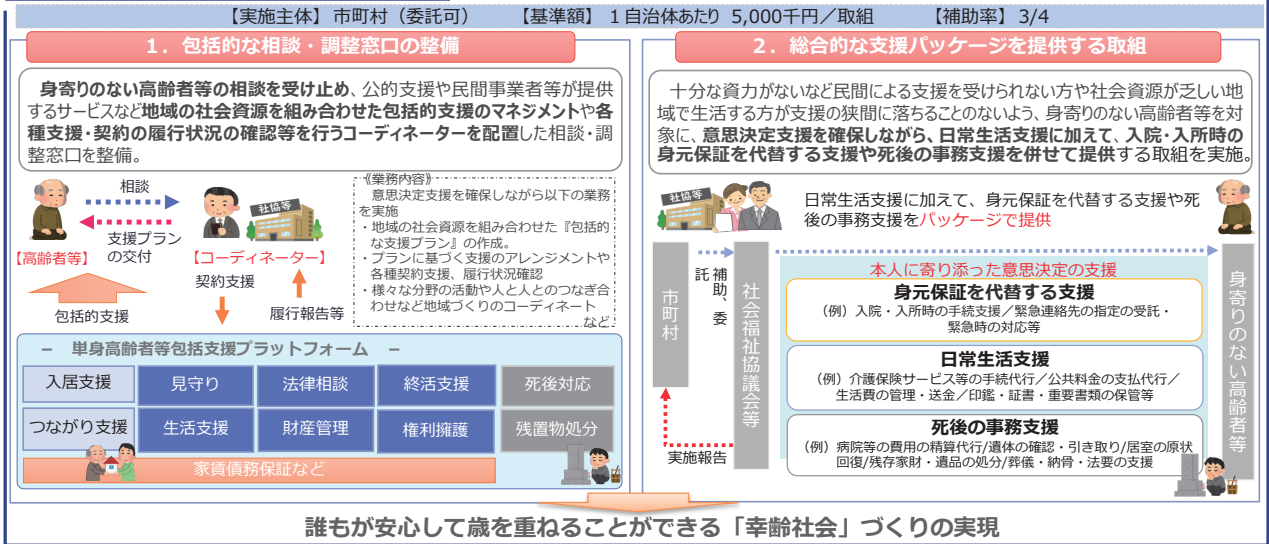
# 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

## 1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつかっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する**包括的な相談・調整窓口の整備**を行うとともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に**総合的な支援パッケージを提供する取組**を**試行的に実施**し、課題の検証等を行う。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等



## ○困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援の推進

➢官民協働等により、早期発見から地域での自立・定着まで切れ目なく継続的に支援する事業の実施

新規

## 官民協働等女性支援事業

※若年被害女性等支援事業等を再編

社会・援護局総務課  
女性支援室（内線4584）

令和7年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 24億円の内数（26億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額  
 ※ 令和6年度補正予算額：2.0億円

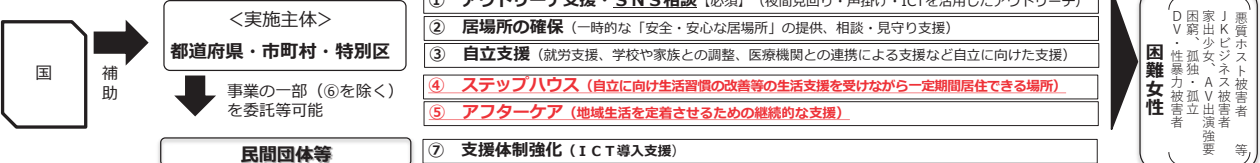
### 1 事業の目的

- 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を推進する。

### 2 事業の概要・スキーム

- アウトリーチ支援・SNS相談支援**  
困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、SNSを活用した相談支援等を実施。
- 居場所の確保**  
一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施。
- 自立支援**  
継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。
- ステップハウス**  
**(3)の実施に際し、一時的な避難場所ではなく、自立に向け、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所を確保。**
- アフターケア**  
**(3)または(4)を実施した者に対して、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援を実施。**
- 関係機関連携会議**  
行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。
- 支援体制強化（ICT導入支援）**  
**(1)～(5)の実施に際し、ICTを活用した支援の導入や情報管理等を実施。**

<事業イメージ>



※①及び⑥については、当該事業による補助を受けずに実施している場合であっても「必須」の条件を満たすものとして取り扱うこととする。  
 ※①～⑥の事業の実施に際しては、実施主体の策定する計画（都道府県基本計画または市町村基本計画）に基づき行うものとする。

### 3 実施主体等

実施主体：都道府県・市町村（特別区含む） <事業実績> 令和4年度：3自治体（6団体）  
 補助率：国1/2、都道府県・市町村（特別区含む）1/2 令和5年度：5自治体（9団体）  
 令和6年度：13自治体（28団体）

➤ 女性自立支援施設における就職支援等の充実、支援の質の向上に向けた取組の推進

**拡充 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金** 社会・援護局総務課女性支援室（内線4586）

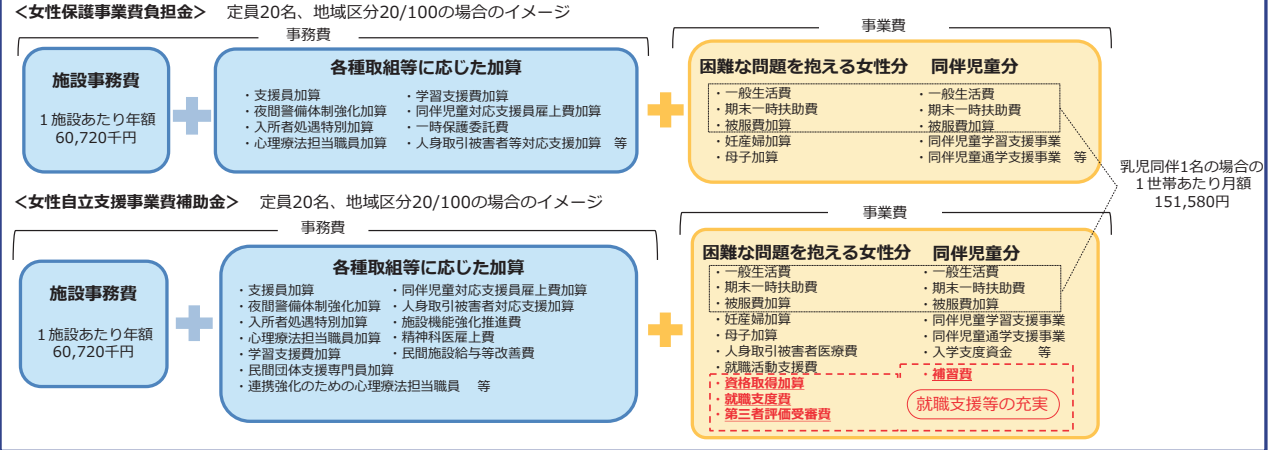
女性保護事業費負担金（旧 婦人保護事業費負担金）：昭和31年度創設  
女性自立支援事業費補助金（旧 婦人保護事業費補助金）：昭和22年度創設

令和7年度当初予算案 **27億円（26億円）** ※（）内は前年度当初予算額

**1 事業の目的**

○ 女性相談支援センターが、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用（女性保護事業費負担金）や、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用（女性自立支援事業費補助金）として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担・補助を行うもの。

**2 事業の概要・スキーム**



**3 実施主体等**

**女性保護事業費負担金**：（実施主体）都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市  
 （補助率）国 5/10、都道府県・指定都市 5/10

**女性自立支援事業費補助金**：（実施主体）都道府県  
 （補助率）国 5/10、都道府県 5/10

➤ 困難事例に対するスーパーバイズの実施、研修体系の見直し等を通じた女性支援を担う者の育成・支援の強化

**拡充 女性支援機関におけるスーパービジョン整備事業** 社会・援護局総務課 女性支援室（内線4584）

令和7年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 **24億円の内数（26億円の内数）** ※（）内は前年度当初予算額

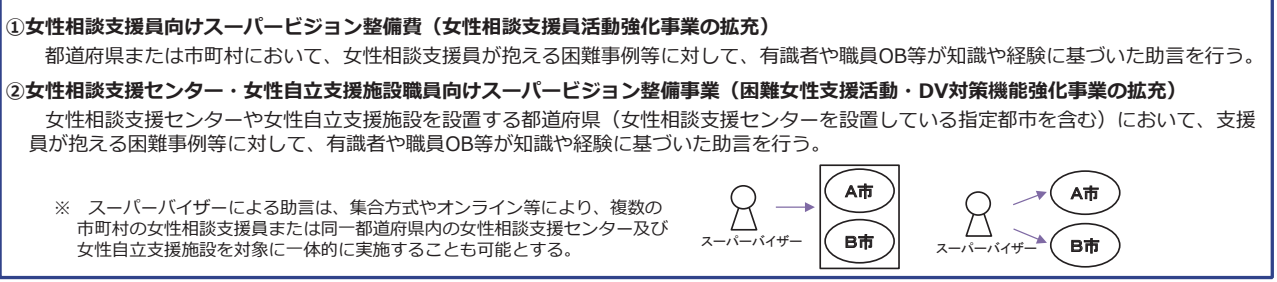
**1 事業の目的**

○ 女性をめぐる課題が、生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化している中で、精神疾患を抱える女性への支援や共同親権（民法改正）に関する相談対応など、女性支援機関（女性相談支援員、女性相談支援センター、女性自立支援施設）の支援員は、専門的かつ新しい知識と技術を常に習得し、日々の支援に当たることが求められている。

○ また、特に女性相談支援員が一人しか配置されていない自治体においては、職責の重さや相談支援の難しさなどを感じたときにバーンアウトしそうな気持ちになるといった調査結果が報告されている（令和5年度厚生労働省調査研究事業費補助金「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」）。

○ このため、女性相談支援員をはじめとする各女性支援機関においてスーパービジョン体制の整備を行い、有識者や職員OB等が知識や経験を生かし、支援員が抱える困難事例等に対する助言を行う等、女性支援機関の支援員の質の向上を図るとともに、業務における心理的負担を軽減し、その役割を果たすことができる職場環境の整備を推進する。

**2 事業の概要・スキーム**



**3 実施主体等**

①【実施主体】都道府県・市町村（特別区含む）  
 【補助率】国 1/2（都道府県・市町村（特別区含む） 1/2）

②【実施主体】都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市  
 【補助率】国 1/2（都道府県・指定都市 1/2）

令和7年度当初予算案 27百万円の内数（1.1百万円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 国の研修体系について、法の基本理念（関係機関・民間団体の協働）を踏まえ、女性支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるとともに、心理職員の専門性向上のための研修を追加する等の見直し等を行い、女性支援を担う者の育成及び支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム ※令和7年度の研修イメージ

	国	都道府県
実施者	国(委託事業者)【新規】	都道府県 ※国(委託事業者)もブロック毎に実施【新規】
研修カテゴリー	管理職研修	支援職員・都道府県研修担当者研修
対象者	①機関の長(センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者) ②心理職員(センター及び施設の心理支援員、心理療法担当職員)	センター職員、女性相談支援員、施設職員、民間団体職員、都道府県研修担当者
研修目的	①機関の長向け 各機関の長が、演習を通して実践的な支援、スーパーバイズのための技術を得る。 ②心理職員向け 専門的かつ実践的な支援を行うための知識や技術の習得を行う。	・女性支援の重要性や役割、目的・理念等を理解し、地域の特性を活かした具体的な支援技術を身につける。 ・支援者同士の関係作り
研修内容	①多様なケースを想定したケースワーク、関係機関との連携やスーパービジョン等の演習 ②心理支援に係る技法等についての座学と演習	・共通研修(調査研究事業によるカリキュラムに基づく研修) ・分科会
日程等	1～2日	①2.5日 ②2日

※上記のほか、時事トピックスに関する研修は適時実施。全国フォーラム（官民関係機関による意見交換やネットワークの構築）、全国女性相談支援員研究協議会（各都道府県が持ち回りで国と共催）も毎年実施予定。

3 実施主体等

【実施主体】 国

※引き続き都道府県が単独で実施する研修費用は補助金により助成

○自殺総合対策、ひきこもり支援の更なる推進

➢地域の実情に応じた継続的な自殺防止対策、民間団体への支援を通じた全国的な自殺防止対策、子ども・若者の自殺危機対応チームによる支援の推進

令和7年度当初予算案 32億円（31億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 我が国の自殺者数は、21,837人（令和5年）となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

【事業内容】

<①地域自殺対策強化事業(地方自治体向け) 交付率: 1/2.2/3,10/10>

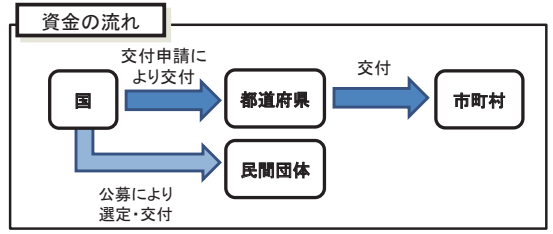
- 対面、電話、SNS相談の実施
  - ・自殺予防関連の相談会の開催
  - ・電話・SNSを活用した相談体制等の強化(拡充)
- 人材養成の支援
  - ・各種相談員の養成
  - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
  - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
  - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- 子ども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施 等

<②自殺防止対策事業(民間団体向け) 交付率: 10/10>

- ・電話・SNSを活用した相談体制等の強化(拡充)
- ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ・ゲートキーパーになった者に対する支援 等

3 実施主体等

- 実施主体: 都道府県・市町村、民間団体
- 交付率: 1/2.2/3,10/10(都道府県・市町村)  
:10/10(民間団体)



電話・SNSを活用した相談体制等の強化



子ども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施



# 子ども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

社会・援護局総務課  
自殺対策推進室（内線2279）

令和7年度当初予算案 38億円の内数（37億円の内数）※()内は前年度当初予算額  
※令和6年度補正予算案 20億円の内数

(38億円の内訳)  
地域自殺対策強化交付金 32億円  
調査研究等業務交付金 6.0億円

## 1 事業の目的

- 令和5年(2023年)の小中高生の自殺者数は、513人となり、過去最多であった前年(514人)と同水準で推移しており、自殺予防等への取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
- 「子どもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)や「自殺総合対策大綱」(令和4年10月14日閣議決定)においても、子どもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
- こうした状況を踏まえ、子どもの自殺対策の強化の観点から、「子ども・若者の自殺危機対応チーム」の設置による子どもや若者の困難事案への的確な対応に向け、より一層取組を推進する必要がある。

## 2 事業の概要・スキーム

多職種の特任者で構成される「子ども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある子ども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。

【子ども・若者の自殺危機対応チーム】(事務局:地域自殺対策推進センター等)

- 支援対象者: 次の子ども・若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者

①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかず言動があり、自殺の可能性が否定できない 等

- 構成: 精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする

- 内容: 地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。

- ①チーム会議の開催: 支援方針・助言等の検討
- ②支援の実施: 支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
- ③支援の終了: 地域の関係機関への引継

- 都道府県・指定都市への取組支援:

厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのちを支える自殺対策推進センター」が、当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



## 3 実施主体等

- 実施主体: 都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのちを支える自殺対策推進センター」
- 交付率: 10/10

## ➤ ひきこもり地域支援センターの設置の促進及び体制の充実によるひきこもり支援の更なる推進

拡充

# ひきこもり支援推進事業

社会・援護局地域福祉課（内線2219）

令和7年度当初予算案 16億円（16億円）※()内は前年度当初予算額

困窮補助金

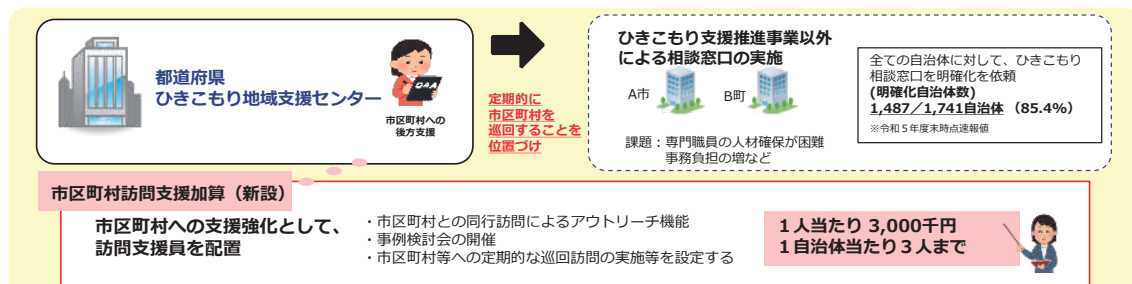
## 1 事業の目的

- 本事業では、令和4年度以降、都道府県・指定都市域での取組のみならず、住民に身近な基礎自治体である市区町村においてひきこもり支援に特化した相談窓口の設置や居場所づくり、関係者間のネットワーク構築、当事者会・家族会の開催など、ひきこもり支援体制の構築を進めている。
- 内閣府の調査(令和5年3月)の公表では、ひきこもり状態の方が50人に一人(推計)であることが明らかになり、新たな支援ニーズの掘り起こしが進むことで相談件数の増加が見込まれる。
- こうした中、各自治体に対して「ひきこもり相談窓口を明確化」するなど依頼しているが、地域の実情によりひきこもり支援推進事業以外で実施している市区町村もあり、ひきこもり支援体制の地域偏在の解消とともに、今年度の策定を目指す「ひきこもり支援ハンドブック」に沿ったひきこもり支援ができる体制の整備を進めていく。

## 2 事業概要・スキーム・実施主体等

【拡充内容】

都道府県ひきこもり地域支援センターにおいて、本事業を実施していない市区町村に対する後方支援を拡充し、定期的な巡回、相談の状況把握、支援のフォローアップ、市区町村職員との同行訪問及びケース対応などに取り組む伴走型支援に必要な専門職員を配置する。



拡充

## 戦後80年関連事業

社会・援護局（援護）援護企画課  
（内線3404）

令和7年度当初予算案 18億円（13億円）※（）内は前年度当初予算額

※令和6年度補正予算額 1.5億円

### 1 事業の目的

戦後80年を迎える中で、先の大戦を体験された方が少なくなり、戦没者のご遺族の方の高齢化も進む中、戦争の記憶を次の世代に継承していくことが喫緊の課題となっている。

このため、改めて戦没者等の遺族に対する弔慰の意を示し、洋上慰霊などの特別な慰霊事業を実施するとともに、若者世代はじめ広く記憶を共有・継承し、現在そして未来に生かすための施策を推進する。

### 2 事業の概要・スキーム

#### ① 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給【拡充】

12億円（8.0億円）

戦後80年に当たる令和7年には、現在償還中の特別弔慰金に係る国債が最終償還を迎えることから、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法を改正し、特別弔慰金の支給を継続する（年5.5万円、5年償還の国債を5年ごとに2回交付）。

#### ② 戦没者慰霊事業の充実【拡充】

4.2億円（4.0億円）

慰霊友好親善事業において船舶による洋上慰霊を実施するとともに、ご遺族の高齢化を踏まえ、全国戦没者追悼式参列旅費の国費負担（付添職員旅費）を拡充する。また、国内外の慰霊碑に関する補修等の取組を進める。

#### ③ 語り部事業の充実【拡充】

1.0億円（25百万円）

平和の語り部事業について、語り部による講話数の増や広報・国際交流にかかる経費等を拡充するとともに、中国残留邦人等の語り部の育成を行う。

#### ④ 遺骨収集事業の推進【拡充】 98百万円（47百万円）

大規模な集団埋葬の情報があるパラオ諸島（ペリリュー島）における遺骨収集事業の加速化を図るとともに、遺骨収集事業に関する広報を目的として、事業の紹介動画を作成する。

#### ⑤ 次世代への記憶継承のためのシンポジウム等の実施

【新規】 19百万円（0百万円）

昭和館等において戦後80年シンポジウムや作文コンクールを行う他、しようけい館において記念企画展等を行う。



洋上慰霊（平成27年度）の様子



平和の語り部事業（対話型講話）の様子

社会・援護局（援護）事業課（内線4510）

## 戦没者の遺骨収集事業（現地調査・遺骨収集の計画的実施、戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備）

令和7年度当初予算案 33億円（33億円）※（）内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

戦後80年を迎えるにあたり、戦没者の遺族が高齢化している中、一日も早く、一柱でも多くの戦没者の遺骨を本邦に送還し、戦没者の遺族に引き渡すことは、国の重要な責務であり、戦没者の遺骨収集、戦没者遺骨の鑑定に全力を挙げて取り組む。

### 2 事業の概要・スキーム

#### 【現地調査・遺骨収集の計画的実施】

- 海外等における遺骨収集事業は、令和11年度までの集中実施期間において、国内外の情勢等の影響により調査を実施できていない約3,300か所の情報に係る現地調査を計画的に実施し、一柱でも多くの遺骨収集を実施することとされている。令和7年度においても、パラオ諸島（ペリリュー島）における遺骨収集等、事業の計画的な実施に必要な経費を計上する。
- 硫黄島における遺骨収集事業は、「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針」に基づき、毎年度計画的に取り組んでいる。令和7年度においては、これまでボーリング調査で発見された滑走路地区の地下壕からの遺骨収集等を行うための経費を計上する。
- その他、交戦国等が作成した資料の調査・分析及び遺骨・遺留品の伝達に必要な経費を計上する。

<遺骨収容の様子>



#### 【戦没者遺骨の鑑定等に関する体制整備】

- 戦没者遺骨を御遺族へお返しするため、御遺族からの申請に基づいて、身元特定のためのDNA鑑定の実施に必要な経費を計上する。
- 我が国の戦没者遺骨であることの確認を着実に実施するために、遺留品や形質鑑定の見解を踏まえ、我が国の戦没者の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体（遺骨の一部）を採取し、本邦に持ち帰って形質鑑定やDNA分析等の専門家による所属集団判定の実施に必要な経費を計上する。
- 鑑定の迅速化のため、「戦没者遺骨鑑定センター」の体制強化や、同位体分析等の新たな遺骨の鑑定技術の研究等に必要な経費を計上する。

<形質鑑定の様子>



<DNA鑑定のポスター・リーフレット>



### 3 実施主体等

厚生労働省、一般社団法人「日本戦没者遺骨収集推進協会」、沖縄県、大学・研究機関等

### 4 事業実績

- ・令和6年度は硫黄島、東部ニューギニア、パラオ諸島、ビスマーク・ソロモン諸島、トラック諸島、インドネシア、フィリピン、カザフスタン等で現地調査・遺骨収集を実施
- ・これまでに身元が判明した遺骨 1,273件（令和6年10月末時点）

# 持続可能で安心できる年金制度の運営

年金局総務課（内線3646）

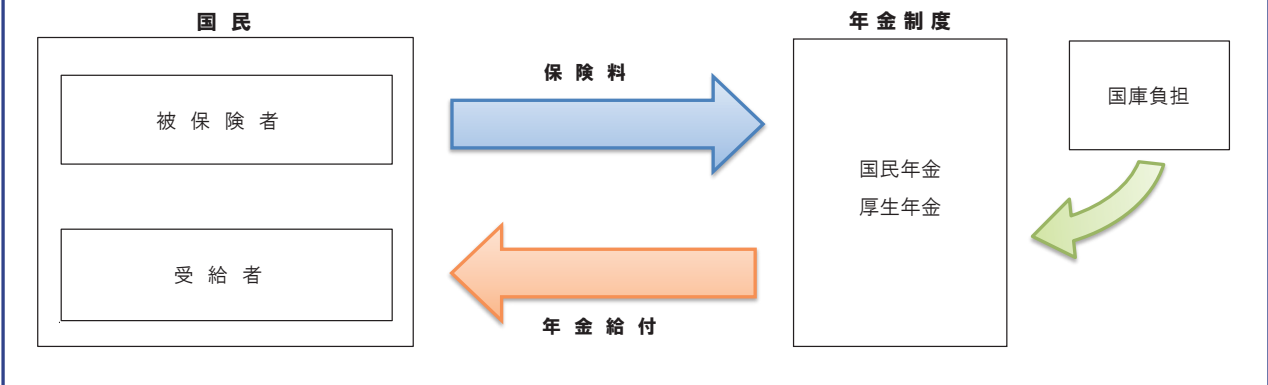
令和7年度当初予算案 13兆6,129億円（13兆3,237億円）※（）内は前年度予算額

## 1 事業の目的

- 基礎年金の国庫負担2分の1を維持し、長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとする。
- 「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に基づき、所得の額が一定基準以下等の高齢者や障害者等に対して、年金生活者支援給付金を支給する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 老齢、障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持・向上に寄与するため、年金等の給付を行う。



# 復旧・復興関連施策

## 復旧・復興関連施策一覧

令和7年度当初予算案 157億円（99億円）

※（）内は前年度当初予算額

### 第1 東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援

項目	担当部局課室名
被災者・被災施設の支援	
(1) 医療・介護・障害福祉制度における財政支援	保険局総務課（内線3135） 保険局保険課（内線3152、3245） 保険局国民健康保険課（内線3256） 保険局高齢者医療課（内線3194） 保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室（内線3383）
① 避難指示区域等での医療保険制度の特別措置	老健局介護保険計画課（内線2264、2164）
② 避難指示区域等での介護保険制度の特別措置	障害保健福祉部障害福祉課（内線3091）
③ 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置	保険局国民健康保険課（内線3256） 保険局高齢者医療課（内線3194） 老健局介護保険計画課（内線2937）
(2) 医療・介護保険料等の収納対策等支援	医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室（内線4148） 健康・生活衛生局総務課指導調査室（内線2322）
(3) 被災地域における地域医療の再生支援	
(4) 保健衛生施設等の災害復旧に対する支援	
(5) 被災者支援総合交付金（復興庁所管）による支援	
① 被災者の心のケア支援	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課（内線3069）
② 被災者への見守り・相談支援等	社会・援護局地域福祉課（内線2219）
③ 介護等のサポート拠点に対する支援	老健局認知症施策・地域介護推進課（内線3935、3878）
④ 被災地の健康支援活動に対する支援	健康・生活衛生局健康課（内線2398）
(6) 被災者に対する見守り・相談支援等の実施	社会・援護局地域福祉課（内線2219）
(7) 被災地における福祉・介護人材確保事業	社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室（内線2849）
(8) 長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業	老健局高齢者支援課（内線3925）
(9) 「第2期復興・創生期間」の終了を見据えた障害福祉サービスの事業再開支援事業	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課（内線3091）
雇用の確保等	
(1) 原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保	職業安定局地域雇用対策課（内線5794）
(2) 産業政策と一体となった被災地の雇用支援	職業安定局地域雇用対策課（内線5794）
(3) 福島避難者帰還等就職支援事業の実施	職業安定局地域雇用対策課（内線5794）
(4) 復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策	労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室（内線5489）

### 第2 原子力災害からの復興への支援

項目	担当部局課室名
(1) 食品中の放射性物質対策の推進	健康・生活衛生局食品監視安全課（内線4592）
(2) 東京電力福島第一原発作業員への対応	労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室（内線2181）